

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	沼津市介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沼津市長

公表日

令和2年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者に係る届出の受理・届出に係る事実についての審査・届出に対する応答に関する事務 <p>○介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者証に関する事務・認定証に関する事務 <p>○介護給付、予防給付、市町村特別給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・介護給付の支給に関する事務・予防給付の支給に関する事務・市町村特別給付の支給に関する事務 <p>○要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・要介護認定の申請の受理・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理・申請に係る事実についての審査に関する事務・申請に対する応答の事務 <p>○要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・要支援認定の申請の受理・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理・申請に係る事実についての審査に関する事務・申請に対する応答の事務 <p>○介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理・申請に係る事実についての審査に関する事務・申請に対する応答の事務 <p>○居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理・申請に係る事実についての審査に関する事務・申請に対する応答の事務

	<p>○保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>○保険給付の支払の一時差止に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務</p> <p>○保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>○保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム・介護認定審査会システム・中間サーバ・統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の68項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、96、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・93、94の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43 条、第44条、第47条、第49条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 介護保険課 電話055-934-4836

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

